

中小企業のみなさまへ

セーフティネット 保証(5号)

のご紹介

制度概要

東京信用保証協会

制度名称

セーフティネット保証(5号)

保証対象者

- ☆平成23年度上半期において82業種(原則全業種)を対象
※平成23年度下半期については、平成23年4~6月期の業況データを基に、業種を見直す予定
- ☆特に業況の悪い業種(平成23年度上半期は82業種)に属し、かつ、売上が一定程度以上減少していること(前年同期比5%以上減少等)などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者

保証限度額

2億8,000万円(既存のセーフティネット保証の残高を含む)

保証期間

10年以内(据置期間2年以内を含む)

資金使途

経営安定に必要な事業資金

連帯保証人

原則、法人代表者のみ

担保

必要に応じて

貸付利率

1.5%~2.0%(固定金利)

信用保証料率

年0.80%以下(各都道府県信用保証協会所定の保証料率)

※中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定に該当する業種が対象となります。
詳しくは、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)にてご確認ください。

ご利用のメリット

- 1 通常の保証限度額とは別枠の保証です。
- 2 経営状況によって信用保証料率が決まる一般保証とは異なり、一律料率(年0.80%以下)となります。
- 3 長期均等分割返済が可能です。(10年以内)
- 4 責任共有制度の対象外(100%保証)となります。

【認定(5号)要件の概要】

- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
※平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、又は以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。
- ② 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ③ 指定業種で売上原価の内20%以上を占める原油・石油製品の仕入れ価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品価格等に転嫁できない状況にあること。

★各種制度融資のご利用にあたっては、当金庫ならびに信用保証協会の所定の審査がございます。
★審査の結果、ご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承願います。
★詳しくは、窓口または営業担当者までおたずねください。



明るい笑顔で地元に奉仕
小松川信用金庫
KOMATSUGAWA SHINKIN BANK

2011年4月1日 現在